

厚生労働省設置の審議会等（8条委員会）の庶務 当部局について

資料1

○ 消費者委員会、食品安全委員会（いずれも内閣府に設置）のように独立した事務局を有する審議会等（8条委員会）もあるが、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の別紙2「審議会等の組織に関する指針」において、審議会等の庶務は、所管府省内の既存の部局において行うことを原則とし、特段の必要性のある場合を除き、独自の事務局を設置しないものとされている。

審議会等名	根拠法	庶務担当部局を定めている法令	庶務担当部局（※）
社会保障審議会	厚生労働省設置法	社会保障審議会令第10条	政策統括官
厚生科学審議会		厚生科学審議会令第9条	大臣官房厚生科学課
労働政策審議会		労働政策審議会令第11条	政策統括官
医道審議会		医道審議会令第9条	医政局医事課
薬事・食品衛生審議会		薬事・食品衛生審議会令第11条	医薬食品局総務課
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法	厚生労働省独立行政法人評価委員会令第8条	政策統括官
がん対策推進協議会	がん対策基本法	がん対策推進協議会令第5条	健康局総務課
肝炎対策推進協議会	肝炎対策基本法	肝炎対策推進協議会令第5条	健康局疾病対策課
中央最低賃金審議会	最低賃金法	最低賃金審議会令第7条	労働基準局勤労者生活部勤労者生活課
労働保険審査会	労働保険審査官及び労働保険審査会法	労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第22条の2	労働基準局総務課
中央社会保険医療協議会	社会保険医療協議会法	社会保険医療協議会令第4条第1項	保険局医療課
社会保険審査会	社会保険審査官及び社会保険審査会法	社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令第13条第2項	保険局総務課
疾病・障害認定審査会	厚生労働省組織令	疾病・障害認定審査会令第9条	健康局総務課
援護審査会		援護審査会令第7条	社会・援護局援護課

※ それぞれの審議会等に置かれている分科会の庶務もすべて既存の部局が担当している。